

甲府市女性活躍推進優良事業者等表彰実施要綱

平成29年11月1日

市民第1号

(目的)

第1 この要綱は、こうふ男女共同参画プランに定める、本市の「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」に基づき、職場における女性活躍の推進を図るため、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するための取組を推進する事業者及び個人を表彰し、その取組等を広く市民に公表することにより、職場における女性活躍の推進に取り組む機運を醸成することを目的とする。

(表彰の種類)

第2 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 優良事業者表彰
- (2) チャレンジ女性の表彰

(表彰の対象及び欠格事項)

第3 優良事業者表彰の対象は、女性の活躍推進に取り組んでいる市内に事業所(事務所)を有する事業者であって、次の各号のいずれかの取組を行っているものとする。

- (1) 女性のキャリアアップや、管理職への登用等、女性の能力発揮の促進・活用を図る取組
- (2) 柔軟な働き方を可能にする制度の策定等、仕事と育児・介護の両立や女性の継続就業を支援するための取組
- (3) 長時間労働の是正等、ワーク・ライフ・バランスの推進において他の規範となる取組
- (4) 採用方針・選考方法の見直しや女性に向けた広報活動等、女性の採用拡大に向けた積極的な取組
- (5) 前各号のほか、職場における女性活躍を推進する特段の取組

2 チャレンジ女性の表彰の対象者は、本市に在住または在勤し、事業所(事務所)で働く女性であって、次の各号のいずれかの条件に該当し、他の模範となると認められるものとする。

- (1) 事業決定や主導的立場を担っていくことを目指し、管理職等へチャレンジし、活躍している。
- (2) 新たな分野で先駆的な活動にチャレンジし、活躍している。
- (3) 出産・育児、介護休職後に様々な視点からチャレンジし、活躍している。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰を受けることができない。

- (1) 甲府市暴力団排除条例(次号において「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(第3号において「暴力団」という。)であるもの

- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）のうち暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) 各種法令に違反しているもの
- (5) 行政機関から指導を受け、改善がなされていないもの
- (6) 公租・公課を滞納しているもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるもの

（募集及び推薦等）

第4 募集は、市の広報媒体などを活用して公募する。

- 2 第2第1号に定める優良事業者表彰は、表彰を受けようとする事業者からの応募又は関係団体からの推薦によるものとし、甲府市女性活躍推進優良事業者等表彰「優良事業者」応募（推薦）用紙（様式1）に関係書類を添えて、定められた期限内に市長に提出するものとする。
- 3 第2第2号に定めるチャレンジ女性の表彰は、事業者の推薦によるものとし、甲府市女性活躍推進優良事業者等表彰「チャレンジ女性」推薦用紙（様式2）に関係書類を添えて、定められた期限内に市長に提出するものとする。

（被表彰者の選考）

第5 市長は、被表彰事業者等の適正な選考を行うため、甲府市女性活躍推進優良事業者等選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第6 委員会は、別表1に定める職にある者を委員として組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長は市民部長、副委員長は市民総室長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7 委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長をもってこれに充てる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（被表彰者の決定）

第8 市長は、委員会の選考に基づき被表彰事業者等を決定する。

（表彰の方法及び公表）

第9 表彰は、毎年1回、表彰状等を授与することにより行うものとする。

2 前項で表彰された事業者等については、市の広報媒体等への掲載を通じ、その取組内容を公表する。

(表彰の取消し)

第10 市長は、被表彰者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により表彰を受けたとき。

(2) その他、市長が不適格と判断したとき。

2 前項の規定により表彰の取消しを受けた被表彰者は、取消し日から3年間、表彰の応募及び推薦を行うことができない。

(庶務)

第11 委員会及び表彰に関する庶務は、男女共同参画事務を所管する課において処理する。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式 1 (第 4 関係)

甲府市女性活躍推進優良事業者等表彰「優良事業者」応募(推薦)用紙

(あて先) 甲 府 市 長

令和 年 月 日

【応募事業者】

ふりがな								
事業者名称								
ふりがな								
代表者 役職・氏名	役職：		氏名：					
所在地等	〒							
業種								
総従業員数※	男性	人	うち非正規 従業員数※	男性	人	管理職数※	男性	人
	女性	人		女性	人		女性	人
	合計	人		合計	人		合計	人

※数値は、申請する年度の4月1日時点のものとし、市内事業所（支店等）として応募する場合は当該事業所における在籍数を記載すること。

担当者 連絡先	所属		
	氏名	E-mail	
	電話 (	)	FAX ()

【推薦者】（自薦の場合は記入不要）

ふりがな		ふりがな	
関係団体等 名称		代表者 役職・氏名	
所在地等	〒 担当者 E-mail _____ 電話 () FAX ()		

以下の女性の活躍に関する取組等について、必要な書類を添えて応募します。

取組内容について

【記入方法】該当する項目の□にチェックを入れ、記載欄に取組内容等を記載してください。

1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法）に基づく行動計画を策定していますか。

- ☐ 策定している ⇒ 行動計画を添付してください。
☐ 策定中である ⇒ 策定（案）を添付してください。
☐ 策定していない

※常時雇用する労働者が 101 人以上の事業主に対して策定が義務付けられています。

2 「女性活躍推進法」に基づく女性の活躍に関する情報を公表していますか。

- ☐ 公表している ⇒ 公表している内容を添付してください。
☐ 公表予定である ⇒ 公表（案）を添付してください。
☐ 公表していない

※常時雇用する労働者が 101 人以上の事業主に対して情報公表が義務付けられています。

3 昨年度中に新たに育児・介護休暇の取得対象となった者の中で、育児や介護に関する休暇の取得実績があれば記入してください。

- ☐ 実績がある ⇒ 女性の育児休暇…正規：取得対象者____人のうち____人
非正規：取得対象者____人のうち____人
男性の育児休暇…正規：取得対象者____人のうち____人
非正規：取得対象者____人のうち____人
介護休暇・休業…正規：取得対象者____人のうち____人
非正規：取得対象者____人のうち____人
子の看護休暇…正規：取得対象者____人のうち____人
非正規：取得対象者____人のうち____人
☐ 実績はない

4 以下の（１）～（５）で該当する取組について、具体的に記載してください。

（１）女性の採用拡大に向けた取組

【取組内容を具体的に記載してください】

取組の視点

- ・ 採用選考基準やその運用における、女性にも公平な機会提供
- ・ 女性の採用に関する、求職者向けの積極的な広報
- ・ 非正規社員から正社員への転換制度の積極的な運用
- ・ 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施
- ・ 女性にも魅力ある福利厚生制度等の充実 など

(2) 仕事と育児・介護の両立や女性の継続就業を支援するための取組

【取組内容を具体的に記載してください】

取組の視点

- ・ 男女がともに両立支援制度を利用できる職場風土づくり
- ・ 男性労働者の育児休暇取得や育児・介護への参画の促進支援
- ・ 労働者や管理職に対する、両立支援制度の周知徹底
- ・ 支援制度対象者への個別の意向確認・面談等の実施
- ・ 育児休業復職者に係るマネジメントの実施
- ・ 短時間勤務制度・フレックスタイム制・テレワーク等の導入・実施
- ・ ハラスメント防止研修等の実施や相談窓口の開設
- ・ 介護離職防止のための雇用環境の整備 など

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組

【取組内容を具体的に記載してください】

取組の視点

- ・ 長時間労働是正に向けた取組の実施
- ・ 生産性向上に関する評価の推進
- ・ サービス残業をさせない工夫
- ・ 休暇制度が積極的に活用できる職場づくり
- ・ 業務マネジメントの徹底 など

(4) 女性の能力発揮の促進・活用を図る取組

【取組内容を具体的に記載してください】

取組の視点

- ・ 女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた取組
 - ・ 女性労働者の配置拡大と、それに伴う多様な職務経験の供与
 - ・ 育児休業や短時間勤務等の利用が不利にならない公平な評価の実施
 - ・ 若手に対する多様なキャリアパス事例の紹介やロールモデルとなる女性管理職と女性労働者との交流機会の設定
 - ・ 女性労働者の登用状況のモニタリング、個別育成計画の作成
 - ・ 経営陣等の主導的立場の方から女性労働者の能力発揮のための働きかけや風土づくり など
- (5) (1)～(4)以外で職場における女性活躍を推進する特段の取組

【取組内容を具体的に記載してください】

- 5 女性の活躍推進等に係る取組に対し、国や県、その他団体からの認定や過去の受賞歴があれば具体的に記載してください。（国の「えるぼし」・「くるみん」、県の「山梨えるみん」など）

【認定(受賞)制度名、認定(受賞)年度などを具体的に記載してください】

○甲府市女性活躍推進優良事業者等表彰に係る誓約について

次の誓約事項について、該当する場合は、□にレを記入してください。

- ☐ 当事業者は、「甲府市女性活躍推進優良事業者等表彰実施要綱」第3第3項各号（暴力団員、公租公課の滞納等）に掲げる事由に該当する事業者ではありません。
- ☐ 応募の内容に虚偽の記載はありません。

代表者自署

印

注）関係書類

【応募（推薦）に必要な添付書類は、次のとおりです。】

- ①定款、寄付行為、会則及び役員の名簿等その団体の概要を示すもの
- ②会社案内、パンフレット等事業内容を紹介するもの
- ③その他、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画・公表内容、事業所内広報誌、社内規約等の応募内容を補足する資料

※なお、今後の選考過程において、取組内容等の詳細についてお尋ねする場合や、関係資料のご恵与をお願いする場合があります。

甲府市女性活躍推進優良事業者等表彰「チャレンジ女性」推薦用紙

（あて先）甲 府 市 長

令和 年 月 日

ふりがな		性別	
氏 名		生年月日	年 月 日生
住 所	〒 電話（ ） E-mail_____		
勤務先	名称		
	所在地（若しくは代表者住所） 〒		
	（電話 — — ）		

【推薦理由】

〔チャレンジしている内容、活躍状況を、具体的な事柄に触れて経緯等も含め記入してください。また、事業所などの概要がわかる資料や対象者の活躍状況がわかる資料もあれば添付してください。〕

上記の者を、「甲府市女性活躍推進優良事業者等表彰実施要綱」第3第3項各号に掲げる事由に該当する者ではないとし、令和 年度 甲府市女性活躍推進優良事業者等表彰「チャレンジ女性」候補者として推薦します。

【推薦者】

事 業 者 名：_____

代表者氏名：_____ (印)

連 絡 先：部 署 名 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

E-mail _____

別表1（第6関係）

甲府市女性活躍推進優良事業者等選考委員会 委員名簿

役 職	所 属
◎ 委 員 長	市民部長
○ 副 委 員 長	市民部 市民総室長
委 員	山梨労働局 雇用環境・均等室室長
委 員	甲府市男女共同参画推進委員会委員長
委 員	産業部 産業総室 企業立地雇用推進課長
委 員	子ども未来部 子ども未来総室 子育て支援課長
委 員	市民部 市民総室 人権男女参画課長

報償費：6, 200円（所得税含）

（2款・1項・17目・02事業・報償費より支出）

※市役所職員及び山梨労働局雇用環境・均等室室長については、業務の一環であるので支出しない。